

ピピッと簡単！



マイナンバーカードの健康保険証利用について ～医療機関・薬局で利用可能～

2021年6月



1

広がるマイナンバー カードの世界

P.2

2

マイナンバーカードの 健康保険証利用の メリット

P.3

3

マイナンバーカードの 健康保険証利用の 申込みについて

P.16

4

スケジュール

P.19

5

よくあるお問合せ

P.21

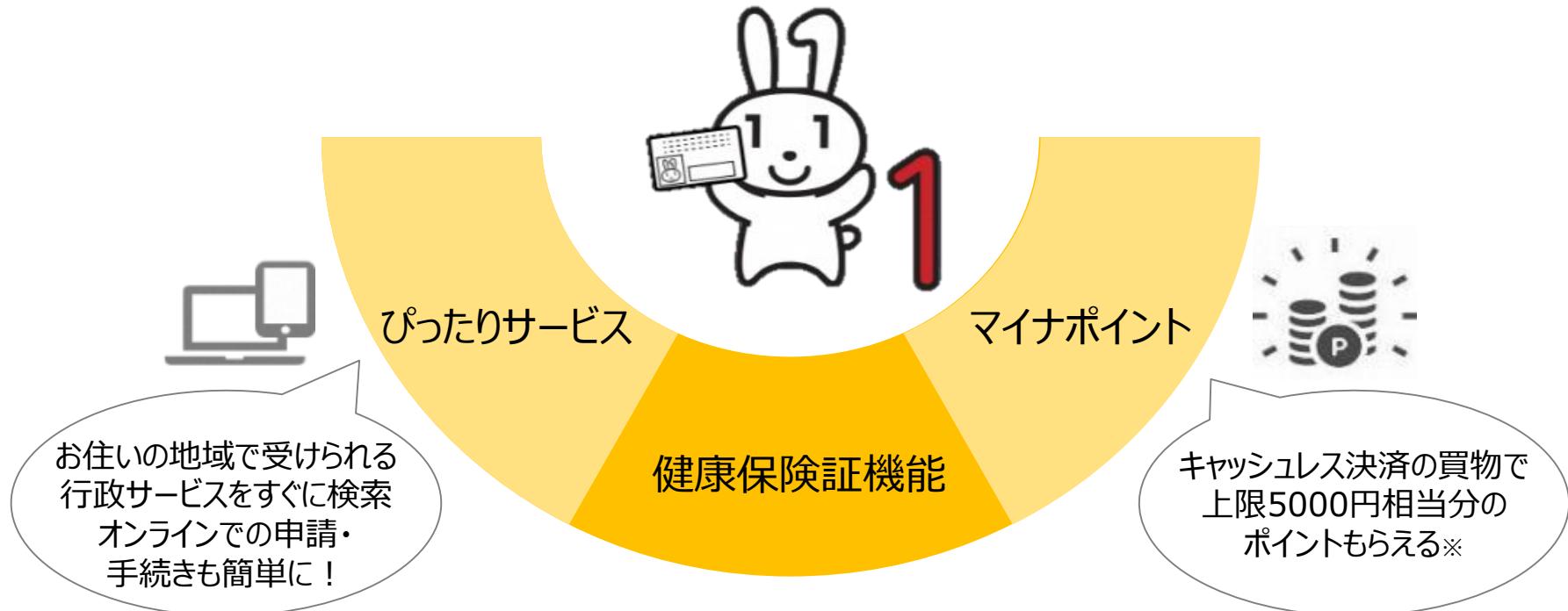
6

今後の展望

P.22

広がるマイナンバーカードの世界

健康保険証機能が新たに加わり、マイナンバーカードがますます便利になります



医療保険領域で 新たなサービス発足

※ 令和3年4月30日までにマイナンバーカードを申請した方が対象になります。
マイナポイントの申込みは令和3年9月30日までです。

マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

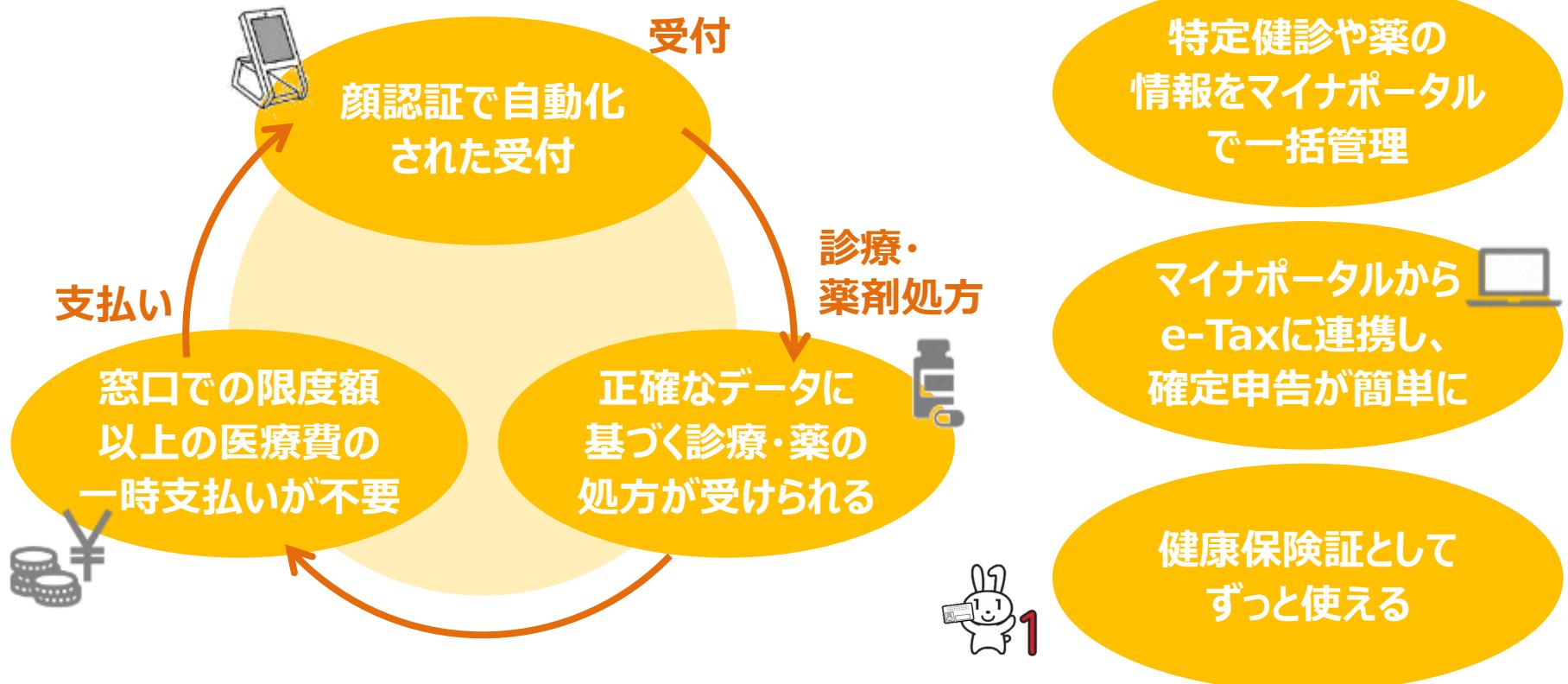
通院においても、その他の場面でも
マイナンバーカードの健康保険証利用で便利になります



いつもの通院等が便利に！



こんなところも簡単・便利に！



いつもの受付が変わる！



再来受付機に行っても、結局、保険証の提示に対人受付に行かなければいけない…

コロナ禍のなか、できるだけ人の接触も避けたい…

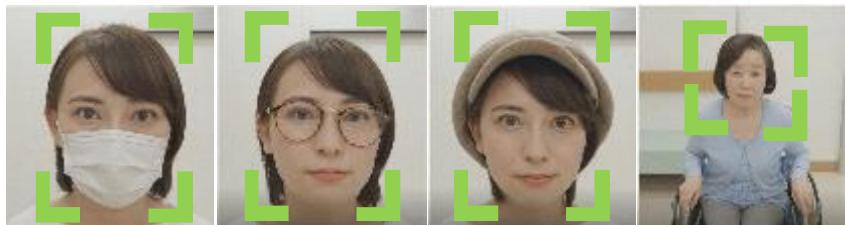
これからは、顔認証付きカードリーダーで受付が自動化されます



顔認証^{※1}で、本人確認^{※2}と保険資格の確認が一度に実施可能



自動受付だから、人の接触も最小限



マスク^{※3}・メガネ・帽子をしていても、車椅子に乗ったままでも顔認証が可能

※1 機器には顔写真データは保存されません。

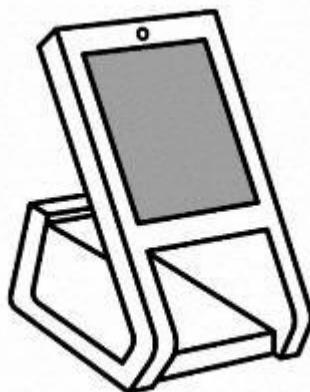
※2 数字4桁の暗証番号の入力でも可。

※3 マスクをした状態での顔認証は、機種によって精度が異なるため、認証できない場合もあります。4

2

顔認証付きカードリーダーとは

顔認証付きカードリーダーとは、マイナンバーカード保険証利用に必要となる機器のことです。マイナンバーカードの顔写真データを IC チップから読み取り、その「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」と照合して、本人確認を行うことができるカードリーダーです。



顔認証付きカードリーダー



顔認証で本人確認ができます



暗証番号入力で本人確認ができます



薬剤情報/特定健診情報閲覧に係る
同意ができます



限度額適用認定証等の情報提供に係る
同意ができます



健康保険証利用の申込(初回登録)ができます
(マイナポータルでの保険証利用の申込(初回登録)が未実施の場合)

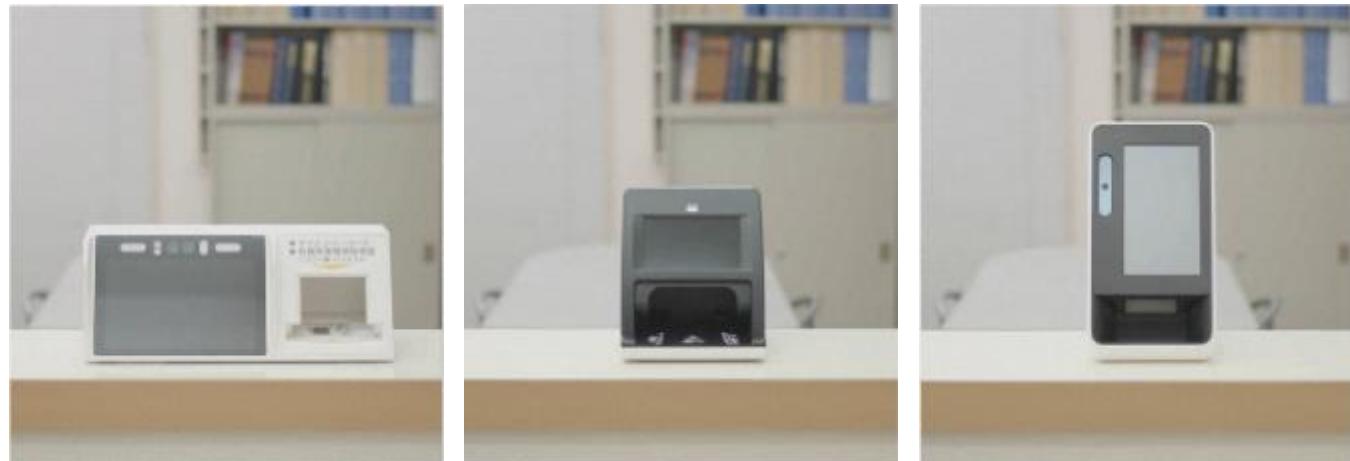
2

顔認証付きカードリーダーの種類について

顔認証付きカードリーダーには複数の種類があります。機種によって、マイナンバーカードの置き方が異なります。

顔認証付き カードリーダー(例)

顔認証付きカードリーダーの機種は
医療機関・薬局によって異なります。
画像は参考です。



マイナンバーカード の置き方



いつもの診療・薬剤処方が変わる！



過去に処方された薬や特定健診等の情報を
医師や薬剤師に正確に伝えることが大変

これからは、データに基づく診療・薬の処方が受けられます



過去の薬※や特定健診等のデータが
自動で連携されるため、口頭で説明
する必要がない



自分の体についてのデータを見たうえで
診察・薬の処方をしてもらえることで、
より良い医療が受けられる



旅行先や災害時でも、
薬の情報等が連携される

※ 薬剤情報の閲覧は令和3年10月から開始します。

医療機関・薬局が閲覧可能な特定健診情報・薬剤情報について

マイナンバーカードの健康保険証利用では、患者の同意を得たうえで医療機関・薬局が患者の特定健診情報、薬剤情報を閲覧することが可能になりました。

特定健診情報とは

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※75歳以上の方については後期高齢者健診情報を医師等が閲覧できるようになります。

医師等※が閲覧可能な情報項目

※医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者

- 受診者情報
- 特定健診結果情報※
- 質問票情報(服薬・喫煙歴等)※
- メタボリックシンドローム基準の該当※
- 特定保健指導の対象基準の該当※

※2020年度以降に実施したものから過去5年分の情報が参照可能

メタボ健診とも
呼ばれているよ。



薬剤情報※₁とは

医療機関を受診し、薬局等で受け取ったお薬の情報です。

※注射・点滴等も含みます

医師等※が閲覧可能な情報項目

※医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者

- 受診者情報
- 過去に処方されたお薬の情報※
(調剤年月日、処方された医療機関、医薬品名、成分名、用法、用量など)

※2021年9月以降に診療したものから過去3年分の情報が参照可能

※ 1 薬剤情報の閲覧は令和3年10月から開始します。

いつもの支払が変わる！



急な入院で多額の支出が発生…
高額療養費制度の書類の申請が手間だし
間に合わなければ、一時支払いが負担

窓口での限度額以上の一時支払いの手続きが不要になります

高額療養費制度の利用方法 (これまで)

- ①限度額適用認定証※
事前申請
- ②認定証が届く
- ③認定証を提示



※窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。

マイナンバーカード健康保険証利用での 高額療養費制度の利用方法

「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます！

顔認証付きカードリーダーで
情報提供に同意



顔認証付きカードリーダー

医療機関・薬局が閲覧可能な限度額適用認定証等情報について

マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証とは

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。患者本人が医療機関での情報提供に同意すると、以下の情報が共有されます。

医療機関・薬局に提供される情報

- **保険者番号**
- **被保険者証記号・番号**
- **枝番**
- **限度額適用認定証区分**
- **適用区分^{※1}**
- **交付年月日**
- **回収年月日**
- **長期入院該当年月日^{※2}**

※1 自己負担限度額を算出する際に適用する区分であり、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定されるものです。
特定疾病療養受療証の特定疾病区分についても、本人の同意があれば医療機関・薬局で閲覧可能です。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者であれば医療機関に共有されます。

顔認証付きカードリーダーの使い方

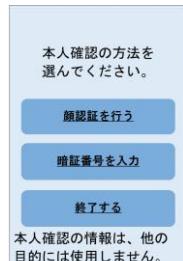
来院

- ✓ 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く



本人確認

- ✓ 本人確認の方法を選ぶ
- ✓ 顔認証または暗証番号を入力

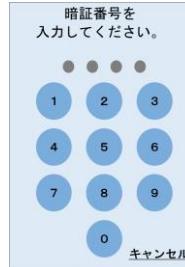


画面イメージ※1

【顔認証】



【暗証番号入力】



同意取得

- ✓ 各種同意事項の確認・選択

同意確認を行う事項

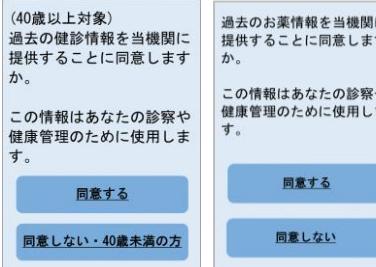
● 特定健診情報

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。※2

● 薬剤情報

医療機関を受診し、薬局等で受け取ったお薬の情報です。※3

【特定健診情報】 【薬剤情報】※4



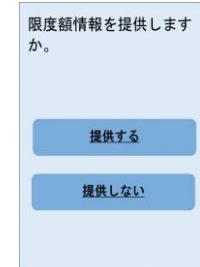
受付完了！

- ✓ マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーから取り出し、受付完了



高額療養費制度を利用する方のみ

- ✓ 提供する情報（限度額情報）を選択



※1 各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性があります。

※2 75歳以上の方については後期高齢者健診情報を医師等が閲覧できるようになります。

※3 注射・点滴等も含みます。

※4 薬剤情報の閲覧は令和3年10月から開始します。

2

いつもの自分の体の健康管理が変わる！



いつ・どこの病院で、どんな薬を
処方されたか、分からなくなってしまう

薬や特定健診の情報がマイナポータルで一覧で閲覧できます



マイナポータルで処方された薬の情報^{※1}
をいつでも見られる



特定健診等情報^{※2}の自分の体にかかる
知っておくべき情報を、いつでもどこでも
確認できる

※1 マイナポータルにおける薬剤情報の閲覧は令和3年10月から開始します。

※2 マイナポータルにおける特定健診情報の閲覧は令和3年10月までに開始します。

確定申告が楽になる！



過去1年分の医療費の領収書を
管理するのが大変

マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単になります



医療費の領収書を管理しなくとも、
マイナポータルで医療費通知情報を
管理可能



マイナポータルからe-Taxに情報連携
できるから、オンラインで完結

※ 令和3年分所得税の確定申告から

医療費通知情報^{※1}とは

医療機関等を受診し、医療機関等で支払った医療費の情報をマイナポータルで閲覧できるようにした情報です。

マイナポータルで閲覧可能な項目

● 受診者情報

(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)

● 医療費通知情報^{※2}

(総額^{※3}、保険者負担額、公費負担額、窓口負担相当額、診療年月、診療区分、診療実日数、医療機関等名称)

※1 マイナポータルにおける医療費通知情報の閲覧は令和3年11月から開始します。

※2 3年間分を保存し、被保険者が任意に指定した範囲を閲覧可能。令和3年10月以降の情報を表示します。

※3 下記療養費等は含まれません。

- ・立て替え払いをしたときの療養費(保険資格を確認できずに受診した場合やコルセット等の治療用装具を作成した場合等)
- ・はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧の施術費用
- ・整骨院・接骨院で受けたときの柔道整復療養費
- ・保険適用外の費用(自由診療や差額ベッド代等)

健康保険証としてずっと使える！



転職等のライフイベント後に保険証の切り替えが必要になったり、定期的に保険証の更新が必要になる。高齢受給者証などが必要になる場合もあり、管理や手続きが面倒

転職等のライフイベント後でも、保険証としてずっと使えます



新しい医療保険者へ手続済であれば、
健康保険証としてずっと使うことができる

※ 医療保険者等が変わった場合は、加入の手続が引き続き必要です。



国民健康保険や後期高齢者医療制度
に加入している方は、定期的な被保険
者証の更新が不要になる
高齢受給者証の持参が不要になる

※ 高齢受給者証：70歳から75歳になるまでの間、自己負担割合を示す証明書

3

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みについて

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、健康保険証利用の申込みが必要です(原則、生涯1回のみ)。
- 令和3年3月以降、医療機関や薬局の窓口に設置する顔認証付きカードリーダーで簡単に行うことができますが、医療機関等において待ち時間が発生することを防ぐため、あらかじめ手続きしておいていただくことをお願いしています。
- 健康保険証利用の申込みを事前に行うには、マイナンバーカードとカードリーダー機能を備えたデバイス(スマートフォン、PC + ICカードリーダー)を用いる必要があります。
- その他、セブン銀行のATMや一部チェーン薬局の窓口でも申込が可能です。

カードリーダー機能を備えたデバイスを被保険者や家族等が所持している場合

「マイナポイントアプリ」をインストールして申込み(申込方法については、P.17をご参照ください。)

インストールした「マイナポイントアプリ」にてマイナポイント申込後、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込(一括登録)を行う。

「マイナポータルAP」をインストールして申込み(申込方法については、P.18をご参照ください。)

マイナポータルにおいてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

マイナポイントアプリ



対応機種一覧
はコチラ

マイナポータルAP



カードリーダー機能を備えたデバイスを所持していない場合

各市区町村において設置するマイナポータル用端末等から申込み

各市区町村において設置するマイナポータル用端末等から、マイナポータルにアクセスしてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

医療機関や薬局の窓口に設置する顔認証付きカードリーダーから申込み(運用開始時点以降)

医療機関や薬局の窓口に設置する顔認証付きカードリーダーから、マイナポータルにアクセスしてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

マイナポータル用端末



顔認証付きカードリーダー



3

マイナポイントとまとめて申込み

マイナポイントの申込に加えて、健康保険証の利用申込も可能です

STEP 0 マイナポイントへのアクセス

インターネットで「マイナポイント」を検索して、マイナポイント申込サイトへアクセスする。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

マイナポイント 検索

STEP 1 マイナポイントの申込

STEP 2 政府からのご案内の確認

「マイナポイントの申込が完了しました」という画面の下の「政府からのご案内」へ進む。

STEP3 利用規約の確認

「マイナポータルの利用者登録の申込」と「マイナンバーカード健康保険証利用の申込」にチェックを入れて、利用規約の確認。

STEP 4 一括利用申込をクリック

※ 令和3年4月30日までにマイナンバーカードを申請した方が対象になります。マイナポイントの申込みは令和3年9月30日までです。



3

スマートフォンの「マイナポータルAP」からの申込方法

健康保険証利用の申込みはスマートフォンで簡単に行えます



- 申込者本人のマイナンバーカード
- 「マイナポータルAP」のインストール

- マイナポータルAPを起動
- 「申し込む」を押し、申込のページを開く

- 「マイナポータル利用規約」をご確認いただき、「同意して次へ進む」を押す

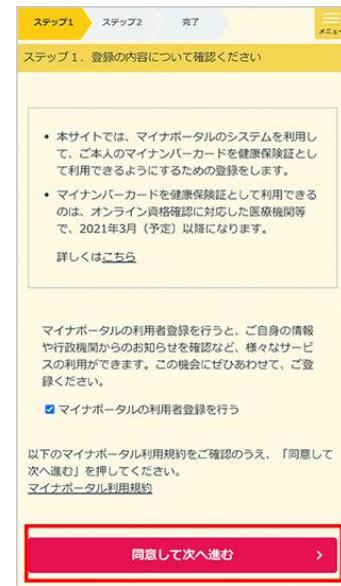
※ 併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

- 数字4桁の暗証番号を入力する
- マイナンバーカードをスマートフォンにぴったりとあてて読み取り開始ボタンを押す



QRコードが読み取れない場合は、App Store(iOS)、Google Play(Android OS)より「マイナポータルAP」で検索してください。

マイナポータルAP



セブン銀行のATMでも
申込ができるようになりました！



スケジュール

一部の医療機関・薬局でマイナンバーカードの健康保険証としての利用が始まりました！
マイナポータルでの特定健診等情報の閲覧は令和3年10月までに、
薬剤情報の閲覧は令和3年10月から、
医療費通知情報の閲覧は令和3年11月から開始予定です。

| 年 | 令和3年 | | | | | | | | | | | |
|--------|------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|--|--|
| 月 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | | |
| スケジュール | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する医療機関・薬局を拡大

医療機関・薬局での特定健診等情報の閲覧開始

マイナポータルでの特定健診等情報の閲覧開始

薬剤情報の閲覧開始

医療費通知情報の閲覧開始

どこで使えるようになるの？



「マイナ受付」のステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で使えるようになります。

利用できる医療機関・薬局は厚生労働省のHPでも公開しています。

マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

マイナンバーカード 対応医療機関 検索



Question

Q.うら面のマイナンバーを見られたら
他人に悪用されませんか？

Q.ICチップ部分にはプライバシー性
の高い情報は記録されないので
すか？

Q.マイナンバーカードは持ち歩いて
大丈夫なのですか？

Q.子供等、本人が顔認証付きカード
リーダーの操作ができない場合は
どうするのですか？

Answer

A.マイナンバーを見られても、他人はあなたになりすまして手続きすることはできません。
マイナンバーを利用する手続では、顔写真付きの本人確認書類が必要なので、
悪用は困難です。

A.ICチップ部分には、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。
健康保険証として使えるようになっても、特定健診結果や薬剤情報がICチップに記録
されることはありません。
※ ICチップに入っている情報は、①券面に記載されている氏名、住所、生年月日、顔写真、マイナンバーと、
②電子証明書です。医療機関や薬局では顔認証も可能ですが、それ以外の場所では、情報を利用する
ために暗証番号が必要です。不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みになっています。

A.キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫です。ただし、失くさないように注意してください。
万が一、紛失してしまって一時利用停止が可能で、24時間365日対応しています。
マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。

A.子供等、本人が窓口で本人確認を行うことが難しい場合には、親等の代理人が子供等
のマイナンバーカードをカードリーダーに置き、暗証番号を入力することで、本人確認を行うことができます。
※ 障がい者等、その他のケースにおいても、同様に置き換えて考えていただけます。
※ 待合スペース等にいる子供とマイナンバーカードを目視で確認する本人確認、及び健康保険証の記号番号
等の入力による資格確認も可能です。

6

今後の展望

順次、機能を拡大していきます。

- ・ 医師等と共有できる情報は、現在は、薬剤情報・特定健診等情報のみですが、今後、手術、移植、透析、医療機関名等に拡大する予定です（令和4年夏を目標）
さらに多くの情報をもとに診療を受けることができます。
- ・ 電子処方箋の仕組みを構築する予定です（令和4年夏を目標）。薬剤情報の共有がリアルタイムになります。
- ・ 現在対象になっていない生活保護受給者の医療券等も対象にするなど順次対象を広げていきます。

